

西東京都市計画道路3・4・11号練馬東村山線事業概要・測量説明会質疑応答要旨

質問	回答
<ul style="list-style-type: none"> <li>・現況測量・用地測量の違いはなんですか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現況測量は今ある土地・建物がどういう場所にあるか、どういう区画か、境界位置がどのようになっているかを調査する測量です。</li> <li>・用地測量は道路用地として買収をさせていただき部分を含む区画を皆様の立会いをいただき境界確認する測量です。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活再建ができる補償なのか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活再建ができるよう、現在ある価値・機能を補償するものです。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・自宅敷地の一部又は全部が移転対象となるとき補償は</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地の面積、建物等の調査により説明内容が異なりますので、それまでの間は一般的な説明として個別に対応をさせていただきます。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・残地は取得してもらえないのか</li> <li>・残地を生活道路等に活用できないか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・残地部分については基本的に買収しませんが、土地の形状等により残地の取り扱いについて個別に協議することになります。</li> <li>・既存の市の管理道路は狭いので、残地を隅切りに活用できるのかについては今後検討したいと考えております。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・いつまでに移転をする必要があるのか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今年度と来年度の用地測量後、平成31年度に事業認可取得を予定しています。</li> <li>・事業認可取得後、用地買収を開始させていただき予定ですが。</li> <li>・生活再建等については個別に協議を行います。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画の中心線・幅は変更することができるのか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画道路の中心線・幅を変更することは想定していません。</li> <li>・16mの幅員で道路築造を行う計画です。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画幅員16mの幅員構成は</li> <li>・既に完成している保谷方面とひばり方面の道路幅員はどのくらいか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路の幅員構成は両側に歩道3.5m、車道9mです。</li> <li>・保谷方面・ひばりが丘方面の東西方向の既に完成している区間につきましては、道路幅員は16mとなっています。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・最後まで反対し、転出しなかったらどうなるのか</li> <li>・法的な手段はありえるのか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市としては丁寧な説明を行い、ご協力をいただき進めて参りたいと考えております。</li> <li>・任意でご協力いただけるよう進めさせていただきますが、制度としては最終的に法的な手段を取ることが可能となっております。</li> </ul>